

# 平成29年度中学校新教育課程説明会 特別活動

## 1 改訂の基本的な考え方

- 特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていく、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくことになる。このような特別活動の特性を踏まえ、これまでの目標を整理し、指導する上で重要な視点として「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つとして整理している。
- 特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、学級活動、生徒会活動（児童会活動）、（クラブ活動）、学校行事を通して育成する資質・能力を明確化している。
- 内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確にしている。また、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にしている。

【解説 p 6】

## 2 改善・充実の具体的事項

### (1) 目標について

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

#### (1) 「知識及び技能（何を知っているか、何ができるか）」

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

#### (2) 「思考力、判断力、表現力等（知っていること、できることをどう使うか）」

集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

#### (3) 「学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

【解説 p 11、17～18】

## (2) 目標の改善・充実

- 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理している。そして、そうした資質・能力を育成するための学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととしている。  
【解説 p 7】
- 特別活動の特色に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。集団や社会の形成者としての見方・考え方は、特別活動と各教科等とが往還的な関係にあることを踏まえて、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることとして整理することができる。  
【解説 p 7】
- 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身につけるようにする。  
【解説 p 17～18】
- 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。  
【解説 p 18】
- 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。  
【解説 p 18～19】
- 特別活動における主体的・対話的で深い学びの実現は、各活動・学校行事の学習過程において授業や指導の工夫改善を行うことで、一連の活動過程の中での質の高い学びを実現することである。それは、特別活動の各活動・学校行事の内容を深く理解し、それぞれを通して資質・能力を身に付け、中学校卒業後も能動的に学び続けるようにすることでもある。  
【解説 p 20～21】

## (3) 各活動・学校行事の目標及び内容

### 〔全体〕

- 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にしている。  
【解説 p 8】

### 〔学級活動〕

- 中学校において「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を、各項目の関連に配慮して整理している。
- 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示している。
- 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活

の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとしている。 【解説 p 8～9】

#### 〔生徒会活動（児童会活動）〕

- 内容の(1)を「生徒会の組織図づくりと生徒会活動の計画や運営」として生徒が主体的に組織をつくることを明示している。
- 生徒会活動においてはボランティア等の社会参画を重視することとしている。 【解説 p 9】

#### 〔学校行事〕

- 中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとしている。
- 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示している。 【解説 p 9】

#### （４）学習指導の改善・充実

- 特別活動の深い学びとして、児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとしている。
- 小学校・中学校ともに、学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとしている。
- いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示している。
- 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示している。 【解説 p 9～10】

#### （５）指導計画の作成と内容の取扱いについて

- 特別活動の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、特別活動の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示している。 【解説 p 108】
- 特別活動の指導に当たっては、(1)知識及び技能が習得されること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、活動内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが大切である。 【解説 p 108】

- 特別活動の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。【解説 p 108】
- 特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成することが大切である。【解説 p 110】
- 特別活動の指導計画の作成に当たっては、カリキュラム・マネジメントの視点から、地域や学校の特色を生かした指導計画の作成に配慮することが大切である。【解説 p 113】
- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。【解説 p 116】
- 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、社会科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。【解説 p 128】
- 特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。【解説 p 131】

### 3 移行措置について

- 教科書の対応を要するものでないため、平成30年度よりの実施としている。